

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第32号

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年寒川町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第5条第21項」を「第5条第24項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。